

川崎区役所広告付き表示板等設置運用事業仕様書

1 目的

この仕様書は、川崎市川崎区役所において、設置事業者が広告付き地図表示板(以下「表示板」という)を設置し、これを媒体として広告を掲載することにより表示板の運用を行う事業を実施するに当たって必要な条件等を定めるものである。

2 表示板の設置等

(1) 設置場所等

設置場所等は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により設置場所の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置事業者との協議により変更できるものとする。

種別	川崎区役所内設置場所	台数	サイズ	表示内容
広告付き 地図・庁舎 案内表示板	1階エスカレーター横	1台	縦2,000mm×横2,400+1500mm ×幅700mm程度(可動式)	・川崎区全図 ・周辺図 ・広告 ・庁舎案内(タッチパネル式)
液晶モニター	1階1階総合案内周辺	1台	42インチ以上	・会議案内
広告付き 地図・庁舎 案内表示板	2階区民課待合スペース	1台	縦2,100mm×横1900mm ×幅700mm程度(可動式)	・川崎区全図 ・周辺図 ・2Fフロア図 ・広告 ・庁舎案内

(2) 設置・撤去

ア 設置方法

表示板等は貸付期間開始の前日までに、次の対策を講じた上で所定の位置に設置すること。

(ア) 転倒防止

表示板の設置にあたっては、本体が容易に動かないよう確実に固定するとともに転倒などによる事故防止のために必要な安全対策を講じること。

なお、本体の固定は、床、壁、天井等にできるだけ負担の少ない方法によること。

イ 表示内容に変更があった場合は、原則年1回以上、更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付等により適宜対応すること。

ウ 来庁者の利便に資するため、スマートフォン等によるQRコード及びNFC機能(*注1)での読み取り等による川崎区HP情報等の取り込みを可能とすること。

(*注1…スマートフォン等に搭載される近距離無線通信規格)

(5) フロア図、業務案内の表示

ア 業務内容をわかりやすく表示すること。

イ 組織変更、レイアウト変更等により表示内容に変更があった場合は、その都度、指示に基づき速やかに修正を行うこと。

(6) 会議案内モニター

ア 専用の筐体又はスタンドに設営すること。

イ その日に予定している会議やイベント等について、会議室名、時間、会議名等を表示できるものとする。

ウ 配信方法はUSBメモリ等を使用して簡単に行えるものとする。

エ モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェア等を提供すること。

オ データ入力用の専用ノートパソコンを貸与すること。

(7) その他

ア 表示板に関する問い合わせ等に対応するため、表示板に設置事業者の連絡先を明記すること。

イ LEDを使用するなど省エネルギー対策を講じること。

ウ 電源操作は、タイマーその他機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチによる方式とし、来庁者等による誤作動を防止する対策を講じること。

エ 使用するモニターについては、その稼働状況について遠隔監視が可能なものとし、不具合等のトラブル発生時には、遠隔操作で修復ができるか又はその原因究明が可能なものとする。

4 広告の掲載

(1) 広告枠の設置

ア 広告スペースの面積は、広告付き地図表示板設置物全体における表示部分の30%以内とすること。

イ 設置事業者は、広告付き地図表示板に適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。

(2) 広告内容

ア 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できないものとする。

イ 広告募集に当たり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。

ウ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。

5 運用業務

- (1) 表示板に関する問合せやトラブル・苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。
- (2) 表示板のメンテナンス及び清掃を定期的に行い、故障や破損・汚損等不具合が発生した場合には、その都度補修等の対応を行うこと。
- (3) 表示板の維持管理に係る一切の費用は設置事業者の負担とすること。

6 その他

(1) トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。

(2) 広告付き地図表示板に係る電気料

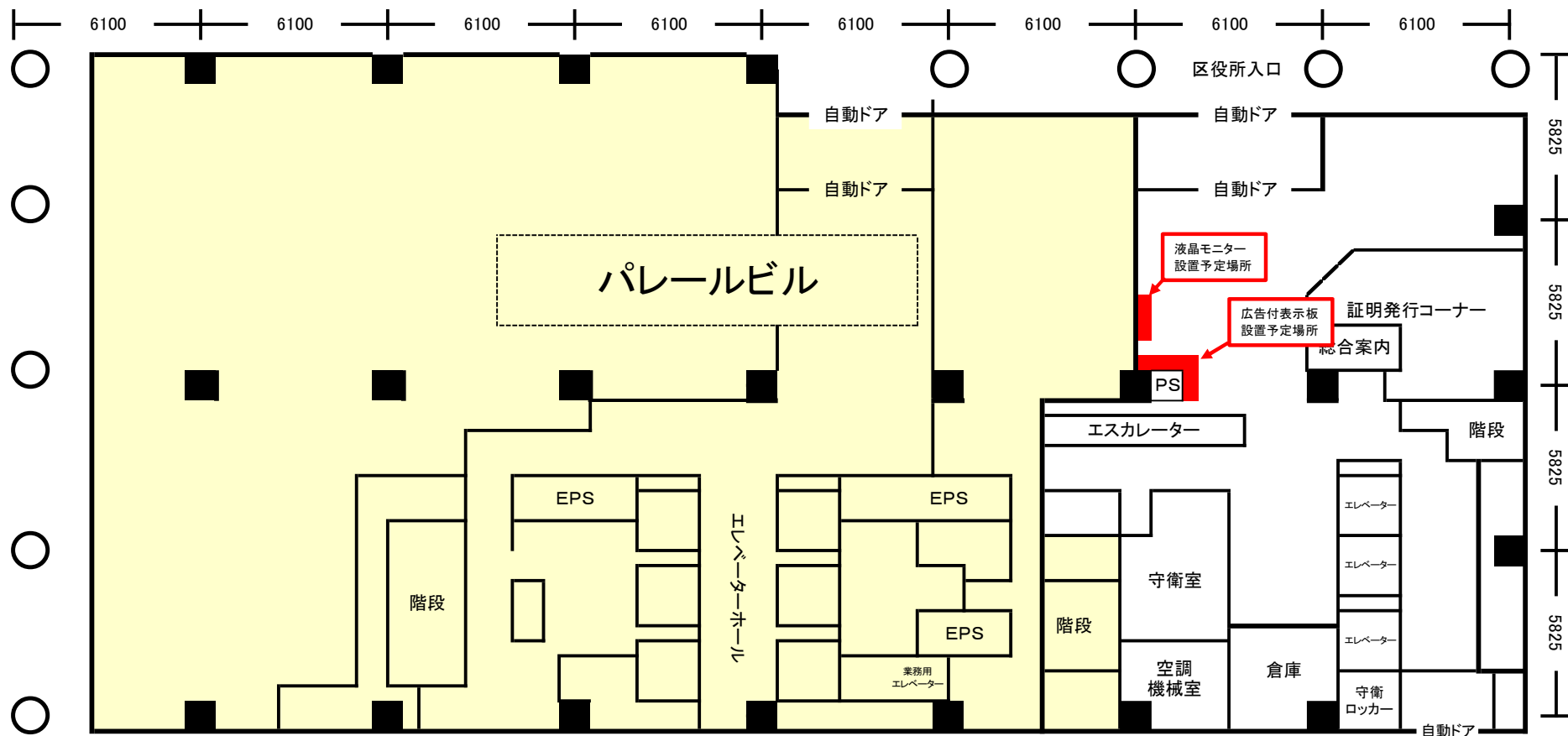
ア 設置事業者は、広告付き地図表示板に係る電気料について、川崎市が年度を単位として発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日(その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日)までに川崎市に納入しなければならない。

電気料＝親メーターによる月額使用料×貸付面積÷延べ床面積

イ 川崎市は、正当な理由があると認めるときには、前項に定める算出方法を変更することができる。

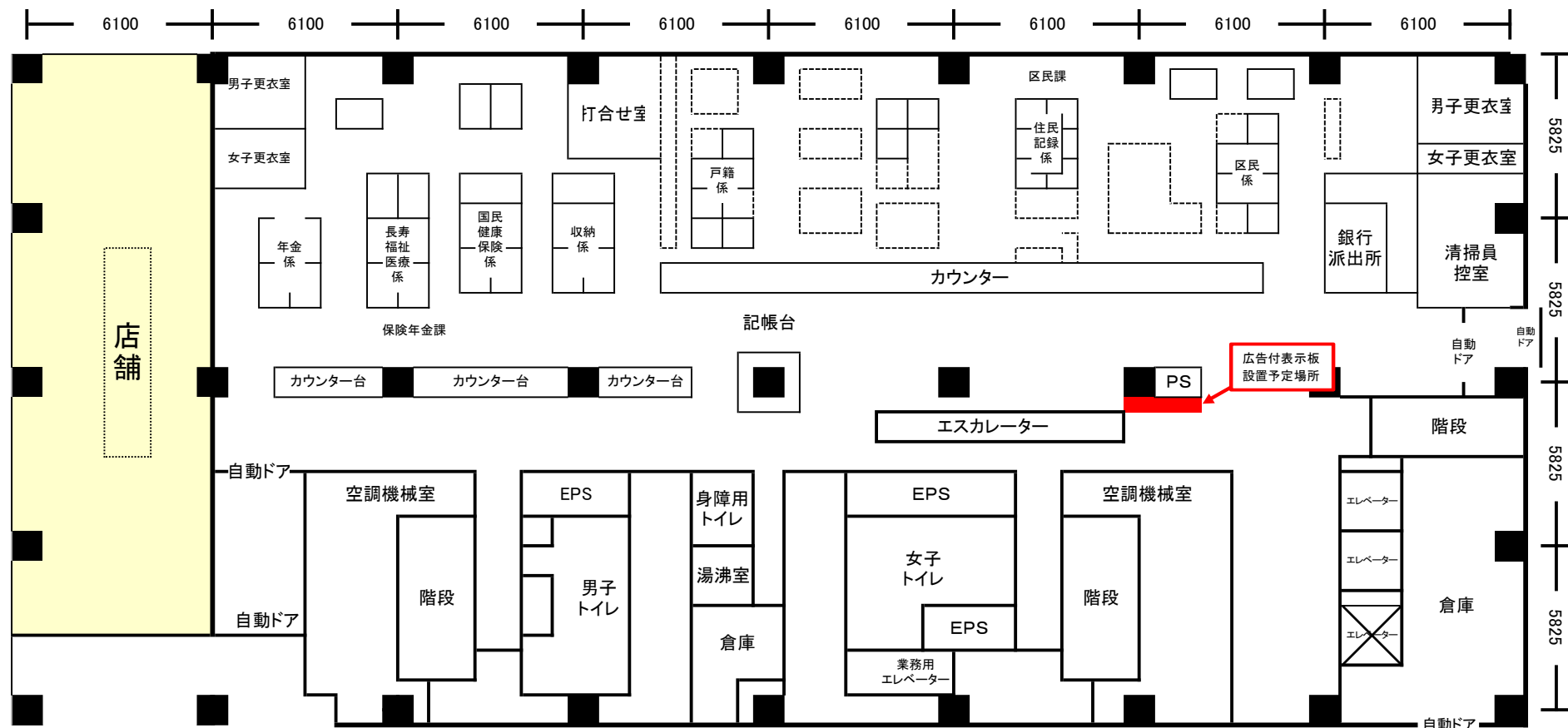
(3) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。



1階

部分はパレールビル



2階